



## II章 景観づくりの方針をたてる

景観は、その地域の歴史や風土、そこに暮らす人々の営為がかたちになったものです。これから景観を誘導・育成しようとする際にも、地域の特性をしっかりと踏まえ、活かすことが大切です。

それぞれの地域で、景観特性やビジョンによって、大切にすべき景観のポイントは異なるはずです。ですから、景観計画にある多くのメニューをすべて盛り込む必要はありません。地域の状況に応じてメリハリをつけ、指導対象を絞ることも考えられるでしょう。

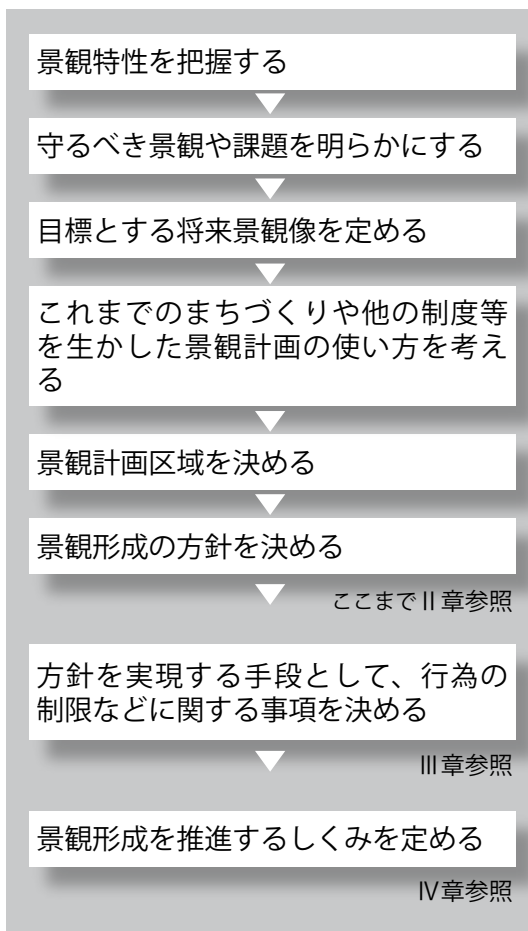
II章では、まず地域の景観特性の把握のしかたを概説します。次に、一般的な地域特性タイプを例示し、それぞれ重点をおくべきポイントと方針のイメージを描きだします。

といっても、これらはあくまでも参考にすぎず、地域の特性に応じた独自の設定を妨げるものではありません。

なお、広域風景軸の設定や類型別の景観形成指針は、策定中の「美ら島沖縄」風景づくり計画において定められます。あわせてご活用ください。

景観法により規制誘導の手段が整備されたが、どう規制するかの前に、どのような景観を目指し、どんな課題を解決すべきなのかを明確にする必要がある。そのためにはまず、しっかりと地域の特性を把握しなければならない。

### 景観計画の検討手順



### □景観特性の把握□

景観づくりは、地域の景観特性を把握することからはじまる。まず第一段階としては、風景をかたちづくるさまざまな要素を拾い出すことがある。また風景は移り変わるものでもあるが、そのなかでも根幹をなすもの、将来にわたり受け継ぐべきものを見いだすためには、背景にある自然や文化の文脈を把握することも必要である。

さらに、まちの輪郭や表情がどう構成されているかを「面・線・点」などといった視点で見直し、各々の要素がどんな役割を果たしているかを整理する。

#### ◇景観要素を洗い出す

<景観資源> 景勝地、まちなみ、緑、文化・文化財、風物、産業、コミュニティ拠点など

<景観阻害要素> 風景を悪くしているもの

#### ◇風景のなりたちをつかむ

——地形地象、自然環境、歴史風土、都市構造、人口、産業、土地利用など

#### ◇景観の構成を整理する

——軸、骨格、面、点、ランドマーク

### □景観形成課題の整理□

景観づくりを行っていくために達成すべき、または解決すべき課題を整理する。

#### ◇守るべき景観とその要素、プライオリティ

景観特性を生かすため、積極的に保全すべき景観、つくる景観のイメージと要素を明らかにする。

#### ◇景観阻害要因、プライオリティ

景観を阻害している要素を分析し、そのうち何にどのように対処することが必要なのかを検討する。

#### ◇上位関連計画との整合

### □調査の手法□

- ・景観特性の把握は、聞き取り、現地確認、文献調査などの手法により行う。
- ・実際の風景をかたちづかっていくのは市民の個々の生活の営為であることから、景観計画の作成にあたっては市民ができるだけ早い段階から参加し、理解を深めてもらうことが大切である。

- ・ そのためには、アンケートによって景観づくりの趣旨を伝えながら景観資源を拾い出していきことや、ワークショップ形式で市民みずからが身の回りの風景を再確認し、どのような景観を目指していくかを考えるようなプロセスを組み入れる手法がある。

❖ 市民参加の形式(例)

類 型	内 容	特 徴
アンケート タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問用紙を配布し記入してもらう。</li> <li>・ 地図を用意し、好きな風景、嫌いな風景の場所を記してもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較的短期間で意見を収集できる。</li> </ul>
まちあるき タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者が一緒にまちを歩き、見慣れた風景を多人数の目を通して再確認する。</li> <li>・ 確認した資源は、絵や写真を活用しながら、皆でひとつのマップにしイメージを共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちあるきや共同作業、意見交換を通じて関心や理解を深めることができる。</li> <li>・ 課題抽出や方針設定などの作業にステップアップしていくことができる。</li> <li>・ 子供たち向け、大人向け、関係者向けとさまざまな仕掛けが可能。</li> </ul>
公募タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観資源の公募。好きな風景スポットベスト10、残したい風景、絵になる風景、風景写真コンテストなどのテーマで募集する。</li> <li>・ インターネット上の地図サービスを利用し、閲覧者が好きな風景をいつでも書き込んでいける場を用意する方法もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひろく広報することで、活動の周知になる。</li> <li>・ わが町の風景の価値を見直し、共有できる。</li> <li>・ 公募した写真をストックし活用できる。</li> </ul>
講座タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ わがまちの歴史や文化、景観についての一般講座を開催し、関心を高める。</li> <li>・ 景観形成に関わる事業者、関係者向けの講習を開く。</li> <li>・ 先行事例を見学、学習する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ もともと関心が高く参加意欲のある層を対象にし、市民リーダーを掘り起こしていくことができる。</li> <li>・ 実務者を対象にすることで後の制度化を円滑にする。</li> </ul>

**市民・専門家等との検討はじまる!**

うるま市景観計画について市民、事業者、専門家等の意見を聴き取り決定するため、「うるま市景観まちづくり市民会議」と「地域住民ワークショップ」市民を中心とする検討組織を立ち上げました。市民会議にも各30名程度の市民代表者が予定されています。(右図：うるま市景観計画の検討体制)

**市民の検討組織**

- うるま市役所
- 市民会議
- 地域住民ワークショップ (区長、町長、議員、市民)

「うるま市景観計画」の策定

**地域住民ワークショップ**

総勢114名が集結! 景観への熱い思いを語る!

うるま市の景観づくりに対する市民の意見を把握するために、「地域住民ワークショップ」(以下、「地域WS」という)が実施されました。メンバーは公募により総勢111名の市民が集まり第1回は開催されました。地域WSは4つの地域でそれぞれ開催され、どの会場でもうるま市の景観に対する熱い思いが語られました。

開催(人数)	日時
区(117名)	10/25(水)
町(137名)	10/21(水)
議員(14名)	10/22(木)
市民(13名)	10/23(金)

**ワークショップのゴール!**

**テーマ「うるま市の景観資源は何か？」**

**自然景観**

- 海・水面**
  - ・天晴れ、石川川など、緑と水の調いが感じられる川の景観をそだてたい!
  - ・自然のままに残る海岸の景観をそだてたい!
- 緑**
  - ・市街地に緑を植えて自然を感じる街並みをつくりたい!
- 道路空間**
  - ・道路幅の拡張や、看板の規制等を行い、統一感のある道路景観をつくりたい!
  - ・海中道路など海を眺められる道路空間をそだてたい!

**生活景観**

- 市街地**
  - ・電線や看板の規制などで、窓枠と調和のある建築空間をそだてたい!
  - ・建物の高さや色などを規制し、調和のとれた生活景観をそだてたい!
- 眺望景観**
  - ・石川川沿いの東海岸と西海岸、そして山・市街地を望む高層展望台からの眺望をそだてたい!
  - ・東海岸から見る並武海と朝日の眺望を景観づくりにいかしたい!
  - ・眺望域から見える良好な眺望も、貴重な財産として将来的に継承したい!

**伝統的景観**

- 集落**
  - ・民家やまげ、稲藪を眺めながらの集落景観をそだてたい!
  - ・島嶼地域の自然・文化が伝承される特徴ある伝統的な集落景観をそだてたい!

**歴史・文化**

- ・今も色あせずに残るグスクを活かし、伝統的な景観をつくりたい!
- ・地域固有の歴史や文化をまもり、いかしながら、地域特色な景観をつくりたい!

うるま市の市民景観ワークショップ。  
内容はその都度かわらばんとして公表することで、参加者が成果を確認できるとともに、参加者以外の市民にも活動を知らせることができる

# 1 景観の捉え方と将来像の考え方

## 2) まちづくりの将来像

将来にわたり残していきたい、つくって  
いきたい景観の目標像を定める。  
景観はまちづくりと密接にかかわるため、  
総合的な視点が不可欠である。  
市町村の全体像のほか、性格の異なるエ  
リアそれぞれの将来像、特に重点的に景  
観づくりをするエリアの設定も行う。

### □将来像を定める□

- ・ 総合計画などと整合した、まちづくりの将来像を定める。景観づくりは単に外面を飾ることではなく、まちづくりや市民生活と密接に関わっている。総合的な視点で将来像を考えたい。

### □ゾーニング□

- ・ 将来像を風景として具体化すると、景観特性や課題に応じて、地域別、または類型別にゾーン区分が必要となる。目指す方向性に応じて、市町村に合った方法で区分する。
- ・ 重点的に誘導するゾーン、現状を大きく損じないようにするゾーンなど、メリハリがあってよい。

### □景観まちづくりの体系□

- ・ これまでのまちづくり・景観づくり、地区計画などの制度のなかで、景観計画の役割をどう位置づけるかを検討しておく必要がある。具体的な内容はIV章に記載するが、当初より大きな流れを見通しておくことが望ましい。

**2 エリア別方針** 地域特性を考慮した景観づくりの方向性を示します

**3 類型別方針** 土地利用特性で6つに区分して方向性を示します

**4 骨格別方針** 市を代表する景観資源の景観づくりの方向性を示します

うるま市の方針例。市民景観ワークショップを通じて定めたもの。

## 1 景観の捉え方と将来像の考え方

## 3) 景観計画区域の設定

## □ポイント□

- 通常、行政区域の全域を指定することが多い。一部を指定することも可能であるが、景観計画を施行した市町村については県の景観計画や条例が適用されなくなるため、規制のない白地地域が発生するリスクがある。  
また当初は最小限の内容からはじめて将来的に充実させたい場合も、条例改正などの手続きを考慮すると、あとで区域を追加するよりも、景観計画区域は当初より広く設定しておくことで柔軟な活用が可能と考えられる。
- 景観地区や準景観地区、地区計画などの区域指定と重複してかまわない。
- 左頁のゾーニングに基づき、1つの景観計画区域の中でさらに重点地域を設定したりゾーン区分することは自由。またその際には用途地域など既存制度を考慮し、届出手続きを連動させることも工夫のひとつである。
- 陸域のみならず、海域を含めて設定することも可能。海の区域設定は、イノーの縁で区切る、海岸区域や港湾区域で区切る、汀線から一定距離とするなど、自由である。

## □概要□

景観計画の策定にあたり、対象となる区域を設定する必要がある。  
区域の範囲は自由に設定できる。都市・農村、都市計画区域の内外にかかわらず、すべての地域に設定することができるのが特徴である。

※ 図：国土交通省ホームページより  
(一部加筆)



## 2

# 景観形成方針の考え方

### 1)

## 森林・緑の稜線

美しい山並みや緑の稜線の保全・回復を図るエリア

本項では、ゾーニングに応じた景観づくりの方向性をイメージしやすくすることを目的に、本県の風景を6つに類型し（沖縄県『“美ら島沖縄”風景づくり計画』の類型に準じる）、各々の特性に応じた景観形成の視点について解説している。

市町村が景観計画を策定する際には、必ずしもこの類型に基づく必要はなく、具体的な空間特性に応じてよりきめこまかなゾーニングを行うことになる。

山並みや稜線は、地形の骨格をなすものであり、ふるさとの風景の中でもいつまでも変わらない、風景をとらえる際の基盤的なよりどころである。

また森は水や命の源であり、風景においてもうるおいやすらぎを感じさせる。沖縄では集落を抱護する森を「クサティムイ」と呼び、特別な愛着を抱いてきた。短期間に更新される人工物などと異なり、長期的な視点で守り育てるべき、重要な景観要素である。

#### □方針の例□

「建築物の立地にあたっては、場所性や周辺生態系、自然地形との調和を第一とし、原則として山腹より高い位置の立地を避けるようにします。」

（石垣市風景計画／八重の山並み地区）。

#### <対象となるエリア>

- 自然公園区域
- 農山村地域
- 離島
- 脊梁山地
- 都市計画区域内の重要な山稜、丘陵

#### <重点をおきたい誘導項目>



#### <他の法令・制度の活用>

- ・ 自然公園（自然公園法）

景観計画の中で、自然公園内での許可基準を上乗せ基準を設定することができるため、既に自然公園に指定されているエリアでは積極的に活用したい。

❖ 眺望

- ・特徴ある山容が地域の重要なランドマークとなっているような場合、眺望景の保全が景観づくりの目標の一つとなる。主要な視点場からの見え方を検証し、将来的に景観阻害物件が立地する可能性を検討して必要な保全策を導入する。

❖ 規模・高さ

- ・稜線を切らない、山稜の連なる風景を分断しないことが目標の目安となる。
- ・沖縄の山は概して低く、風景の骨格となる山稜の規模も大きくないため、各地域で風景のスケールに見合った人工物のスケール設定が必要となる。
- ・眺めの良い山上での開発が進むが、重要な場所ではあらかじめ保全の対策が必要であり、位置もポイントとなる。
- ・鉄塔の配置が風景を乱していることがあり、注意が必要。

❖ 形態・意匠

- ・重点的に風景を保全育成したい場では、山並みの形態に呼応する勾配屋根とすることも有効である。

❖ 色彩・素材

- ・木材や瓦などの自然素材は、自然が主となる風土に最も調和する色彩・素材色であり、望ましい。
- ・人工的なイメージの強いGY～RP（緑、青、紫など）の色相、高彩度色は自然の背景の中で違和感が強くなりがちである。鉄塔など規模の大きな工作物の塗装色にも注意が必要である。

❖ 緑化

- ・面的な緑は、他の制度手法とも連動させながら保全を図るべきものである。
- ・景観法を活用する場合には、斜面緑地の過剰な開発・山並みの分断をふせぐため、開発行為において樹木の保存や緑化基準を設けること、擁壁の規模を抑えることなどが考えられる。

❖ その他

- ・自然公園区域ではより厳しい基準を設定し、本来の趣旨にふさわしく誘導することが望ましい。



神が降りたと伝えられる特徴的な山並み。重要な眺望景



稜線上の開発が進み、風景のメリハリが失われていきかねない



地形や緑になじむ勾配屋根の形態と色

※ 都市計画区域内の緑に関しては、以下のような制度も活用可能。

・風致地区（都市計画法）

開発の許可基準とともに、敷地において確保すべき緑地率を定めることができ、都市計画区域内の重要な緑地をある程度保全することができる。

・特別緑地保全地区・緑地保全地域（都市緑地法、都市計画法）

都市計画区域内の面的な緑を現状凍結的に保全することができる。減税措置があるが、行政には買取要請に応じる義務も生じる。

## 2

# 景観形成方針の考え方

## 2)

### 自然海岸

亜熱帯の美しい自然海岸景の保全・回復を図るエリア

亜熱帯の風土が育んだサンゴ礁、静かなイノー、海中の豊かな色彩と生命、白い砂浜…。自然海岸景は、沖縄の風景の根幹をなすものである。

また海岸景は本県の観光・リゾートの魅力の基盤であり、地域の経済活動と調和しながらその美しさを守り、回復させることは重要な課題といえる。

#### □方針の例□

「急傾斜の海岸景観を保全します。斜面緑地そのものの保全とともに、海崖のスケールを乱すような大規模建築物の規制を行います。また海への見晴らし景観が独占されたり、無秩序な開発が行われることを抑制します。」

(読谷村景観計画／海エリア)

#### <対象となるエリア>

- 自然公園区域
- 都市計画区域外
- 離島
- 自然海岸の残る地域

#### <重点をおきたい誘導項目>



#### <他の法令・制度の活用>

- ・ 自然公園（自然公園法）  
景観計画の中で、自然公園内での許可基準を上乗せ基準を設定することができるため、既に自然公園に指定されているエリアでは積極的に活用したい。
- ・ 自然再生事業（自然再生法）  
美しい自然海岸を回復する事業であり、景観づくりと協調して進めたい。
- ・ 景観地区・準景観地区（景観法、都市計画法）  
海岸沿いに景観上重要なエリアが存することも多いため、景観地区制度を活用して実効性の高い誘導を進めることも検討してよい。



❖ 眺望

- ・海や海岸への見晴らしが重要な景観資源である場合、代表的な眺望点からの景観を検証し、必要な保全策を導入する。

❖ 規模・高さ

- ・岬やダイナミックな海崖が景観の主となっているような場合、そのスケールを大切にし、スカイラインを切らないことなどが目標の目安となる。
- ・眺めの良い崖上で開発が進むが、逆に眺望される風景としてみれば高層化が問題となる。
- ・大規模なリゾート施設などは、それ自体が地域と海岸とを分断する要素となることがある。地域にふさわしい配置、規模のありかたを考えておく必要がある。

❖ 形態・意匠

- ・重要な景観資源である海岸域では、できるだけ質の高いデザインを誘導したい。規制だけでなく、協議やデザインのプロセスの工夫なども考えたい。
- ・人工構造物が景観や生態系を分断する要素とならないようデザインする。

❖ 色彩・素材

- ・木材や瓦などの自然素材は、自然が主となる風土に最も調和する色彩・素材色であり、望ましい。
- ・リゾート景においては、主張の強い色を用いるデザインも想定されるが、こうしたデザインは可動工作物や小さなもの、あるいはインナーな景において許容する。

❖ 緑化

- ・防風防潮林の保全・育成につとめる。
- ・在来種・環境に応じた樹種を活用し、健全な緑を保つ。
- ・自然が主役の風景に調和させるために、開発に緑化条件を設けることが考えられる。

❖ その他

- ・自然公園区域ではより厳しい基準を設定し、本来の趣旨にふさわしく誘導することが望ましい。
- ・屋外広告物が乱立して美しい自然景を損なうことがないように、誘導を強化することを検討する。
- ・海岸保全施設、道路など、風景に大きく影響する公共物件も多いため、整合の取れた整備を図っていくには、市町村主体による方針設定が望ましい。
- ・赤土対策・水質汚染対策などもあわせて進める必要がある。



スケールオーバーな高層建築物が風景を矮小化してしまいかねない



なじみやすい色が基本だが、外から見えにくいインナーな空間（囲まれた空間・囲繞景）であれば大胆な色づかいもよい



防風林も大切な景観要素。防風林を抜けて海が広がるというドラマ性も活用したい



海岸保全施設なども景観を損ねないように配慮する

## 2

## 景観形成方針の考え方

### 3)

### 世界遺産周辺

世界遺産の周辺風景をふさわしく保全・回復するエリア

平成12年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録された主要グスク群は、世界遺産としての価値はもとより、沖縄の精神文化や歴史的資源の関係性、物語性を体感する上でも大切な景観資源である。

世界遺産には環境保全のためバッファークが設けられるが、景観面でもこれを活かす必要がある。またグスクに関連する歴史的なまちや文化遺産は、とくに重点的に景観整備をすすめるべき対象となる。

#### □方針の例□

「市民の歴史文化のよりどころ浦添グスク・伊祖グスクが主役となる景観形成を推進します。」

(浦添市風景計画／歴史文化のよりどころ地区)。

#### <対象となるエリア>

- 世界遺産周辺
- 世界的文化財周辺

#### <重点をおきたい誘導項目>

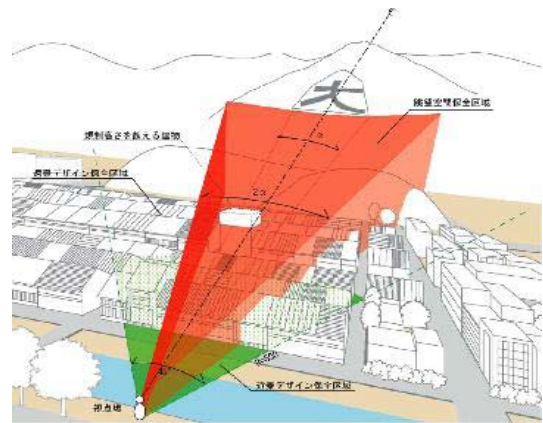


#### <他の法令・制度の活用>

- ・ 地区計画（都市計画法）  
都市計画区域の場合、周囲のまちの景観誘導の手法として、用途や容積率、建ぺい率も定めることのできる地区計画を活用することも考えられる。
- ・ 景観地区・準景観地区（景観法、都市計画法）  
世界遺産バッファークゾーンの環境保全を目的とした独自条例を設けている市町村においては、景観計画や景観地区として改めて位置づけることにより、法的拘束力を持たせることが可能になる。
- ・ 風致地区（都市計画法）  
風致地区により開発を一定規制することも1つの方法である。

❖ 眺望

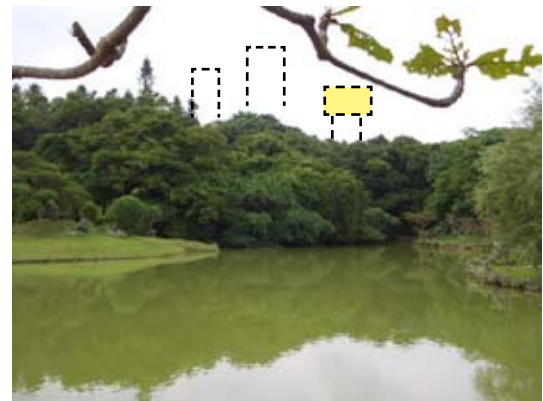
- ・重要なランドマークへの眺望確保のためには、紡錘形の高度規制空間を設ける手法もある。ただし沖縄のグスクの場合は防御施設であるためか威容を強調する性格はむしろ薄く、こうした手法によって限られた視点場からの見通し風景を保全すべき場所は少ない。
- ・ただし関連遺産として、火立て（遠見台）ネットワークや信仰面でのお通しなど、見通しを要するものがあり、それぞれの特性に応じて、眺望確保のありかたを検討すべきである。



眺望景観保全空間の概念図（京都市の例）

❖ 規模・高さ

- ・グスクの場合、多くは見晴らしの良い高地に立地する。そのことは歴史的にも景観的にも重要な特性であるため、グスクを仰ぎ見る風景やグスクからの眺望を損なわないよう、周囲の建造物が突出した高さ・規模になることをあらかじめ防ぐ。



世界遺産の背景に高層建築物や広告看板が出現することがないようにする

❖ 形態・意匠

- ・世界遺産の周囲には一般的な地域とは一線を画すバッファーを設け、ふさわしいデザインにより景観を調和させることが必要である。
- ・また世界遺産周辺地域は、歴史的に重要なまちや施設が発達したり、信仰のネットワークが形成されるなど、それ自体重要な地域であることが多い。そのような場所は、景観地域のなかでもとくに重点的な景観誘導を図るエリアとして位置づけ、より詳細なデザイン誘導を行うことがふさわしい。



世界遺産の周辺区域では、重点的に質の高い景観形成を図りたい

❖ 色彩・素材

- ・世界遺産周辺では、原則として自己主張の強すぎる色づかいは避け、歴史的な景観になじむYR系の色相を主にすることが望ましい。
- ・グスクから周囲を見下ろす景において、屋根の色は大きな要素となる。カラー瓦や塗装色、防水塗料の色彩には、彩度の高い青や緑、赤などがあり、人工的な印象で違和感が大きいため、屋根の誘導には特に注意が必要である。



グスクから見おろすと色とりどりの屋根。世界遺産という場所性に調和しにくい

❖ 緑化

- ・グスク等の足元の面的な緑は、他の制度手法とも連動させながら、実効性のある保全を図るべきものである。

## 2

## 景観形成方針の考え方

### 4)

### 伝統集落・まちなみ

沖縄の伝統的な集落景観をまもるエリア

伝統集落は、沖縄の自然風土と先人の生きる知恵とが生み出した文化の結晶といえる。赤瓦の低い屋根、珊瑚の石垣、緑濃いフクギの屋敷林などは、ただの飾りではなく、厳しい自然とともに生きてきた知恵と経験の表出である。

建替が進み、1軒1軒の姿が変わっても、スーヅガーや拜所などの骨組みはしっかりと残っていることも多い。

景観はかたちだけではなく、見えない財産を含めて守り育てていくことである。

#### □方針の例□

「集落のまとまりのある風景を阻害しないよう、集落外への立地を極力避け集落内への建築を誘導します。」

(石垣市風景計画／集落地区)

「伝統的まちなみ景観を保全・回復します。」

(浦添市景観計画／伝統集落地区)

#### <対象となるエリア>

- 集落
- 城下町
- 離島

#### <重点をおきたい誘導項目>



#### <他の法令・制度の活用>

- ・ 伝統的建造物群保存地区（文化財保護法）

歴史的な価値がある建築物等が一定程度集積しているまちなみを、文化財として指定・保護するものであり、強力に保存される。

- ・ 文化的景観（文化財保護法）

地域独自の生業や風土により形成された景観を指定・保護するもの。田畑、水路、道、垣根・屋敷林などが対象にあげられる。

- ・ 登録有形文化財（文化財保護法）

文化財よりも緩い規制で幅広く網をかけるものであり、主要な景観資源もこの対象に該当する。

## ❖ 眺望

- ・ 集落内の古くからの眺望点は大切にする。

## ❖ 規模・高さ

- ・ まちなみの美しさ、そして暮らしやすい生活空間にとってスケールは大切である。伝統的集落は平屋がふつうで、概ね2階建てまでが多い。集落にもよるが、2階までであれば屋敷林の高さも超えず、伝統的なスケール感を大きく乱すことは少ないと考えられる。
- ・ 建替が進んだまちでは、そのまちに応じたスケールを検討する。

## ❖ 形態・意匠

- ・ 沖縄特有の寄棟造りの屋根、さらには赤瓦素材や本瓦の形式は、伝統的集落の重要な景観要素である。ただし、赤瓦葺きは費用負担も大きく、広い地域に義務づけるのは難しい。地域特性に応じた風景づくりの目標をたてることになる。
- ・ アマハジ・ヒンプン等、沖縄ならではの風土と調和した空間デザインは、伝統的な形はもちろん、新たなデザインの中に取り入れることを推奨するのもよい。

## ❖ 色彩・素材

- ・ 木材や瓦、石などの伝統的な素材を積極的に用いることで、調和する景観が生まれる。
- ・ 地域特性に応じて、素材やその使い方等をルールに置き換えていく。

## ❖ 緑化

- ・ 旧来からの屋敷林は保全につとめ、失われた部分も補っていくことが望ましい。
- ・ 昔ながらのまち・むらでは、敷地内の花緑が道から垣間見える風景が美しい。建替等の場合も空地が確保されるよう、敷地面積の最低限度や緑化の基準を設けることが考えられる。

## ❖ その他

- ・ スージグァーからなる集落の骨格、拝所などを一体的に歴史的な景観要素として捉え、保全を図る。
- ・ 駐車場の設置が石垣なみを失う要因になることがあるため、地域に応じたルールづくりや共同駐車場の設置などを検討したい。
- ・ 景観重要建造物の制度を活用した外観保全が可能。
- ・ 古民家のリストアップ、空家活用、部材の再利用などにより、大切な景観資源を活用していきたい。



屋敷林に集落が包まれている。屋敷林のスケールが集落の基盤となっている



伝統的な素材や技法によって伝統的集落景観を維持している



都市化した地域でも素材やデザイン要素の活用によって特色あるまちなみを演出できる



大切にしたい屋敷林やスージグァー

都市には多くの人々が住み、多様な活動が営まれる。快適・安全で暮らしやすい住宅地、経済活動の活発な商業地と、エリアによって性格もさまざまである。景観は都市ブランドのひとつであるといわれる。まちの景観の骨格を読み解き、メリハリのある景観形成を行っていくことで、まちの魅力が一層増す。また美しく快適な街づくりは住む人にとって最も大切なものというまでもない。

## □方針の例□

「歩いて楽しい商業・業務地区の通り景観を形成します(公有空間)。」

(浦添市景観まちづくり計画／商業・業務地区)

「住宅市街地の暮らしに密着した地域資源を保全・修復します。」

(浦添市景観まちづくり計画／住宅市街地地区)

## &lt;対象となるエリア&gt;

- 市街化区域
- 土地区画整理地域
- 新興市街地
- 都市計画区域外の市街地
- 商店街

## &lt;重点をおきたい誘導項目&gt;



## &lt;他の法令・制度の活用&gt;

- ・ 地区計画、高度地区、風致地区（都市計画法）

用途、容積建ぺイ率が指定できる地区計画の活用も有効である。また高さ指定の場合高度地区なども考えられる。

- ・ 緑化地域（都市緑地法、都市計画法）

用途地域において、敷地面積に対する緑化率を定めることができる制度。

- ・ 景観地区・準景観地区（景観法、都市計画法）

とくに重点的に景観づくりを図るべきエリアにおいては、法的な拘束力の強い景観計画や景観地区として位置づけることも考えられる。

## ❖ 眺望

- ・まちを眺める眺望点は大切にし、そこから眺められるまちなみ景観を検証する。

## ❖ 規模・高さ

- ・土地利用や地形に鑑みながら、まちの将来像に見合った望ましい高さをきめこまかに定めることができる。

## ❖ 形態・意匠

- ・密度の高い都市部では、景観にとって大切な「際(きわ)」部分に余裕がなく、無味乾燥な風景になりがちである。目一杯に建てることで隣家や道路との距離もとれず、互いに暮らしにくい、よそよそしいまちになってしまう。塀の高さ制限、壁面線の指定、敷地の道路沿い空間の工夫などにより、風景と暮らしにゆとりをつくる。
- ・商店街などで個性や賑わいをつくりたい場合にも、正面デザインにルールを設けるなどして活用できる。
- ・ピロティ形式の駐車場の連続、ブロック塀の連続などにより、歩行者目線では暗くつまらない、歩きにくいまちになりかねない。こうした課題に対し、垣柵や緑の設置誘導を行うことなどが考えられる。
- ・その他、屋根並みのリズムをつくること、水タンクなどの雑多な附属物に一定のルールを設けること、駐輪場やゴミ置き場の確保などと、地域の景観課題に応じたさまざまな設定可能である。

## ❖ 色彩・素材

- ・都市においては建物で風景が構成されるだけに、外壁の色の役割はより大きい。違和感のある色づかいを抑えること、基調色に秩序をつくることが考えられる。
- ・街路施設や公共物の色彩が景観に占める割合も大きく、秩序が必要である。

## ❖ 緑化

- ・緑の少ない市街地では、敷地ごとの緑化をいっそう推進することが望まれる。またできる限り道沿いに緑を配置し、都市景観向上に寄与するよう誘導を図りたい。
- ・垂直緑化、屋上緑化も積極的に推進すべきである。

## ❖ その他

- ・屋外広告物は、地域に応じたルールをつくり、より優れた景観形成を目指すことが望ましい。
- ・コンパクトシティ、ユニバーサルデザイン、エコシティなど新たな街のあり方と景観形成は切り離せないものであり、一体的に考えていく。



歩行者専用道を配するとともに、低い石垣や植栽などをルール化した新市街地



勾配屋根をルール化した地区。まちなみに一定のリズム感、統一感がある



あふれる屋外広告物。地域性が感じられにくい

農村景観は沖縄らしさを強く感じさせる風景のひとつであり、亜熱帯の自然風土のなかで育まれた姿は、文化的風土景観ともいえるものである。

農地の多面的な機能を生かしつつ、美しい景観づくりをすすめることで、魅力的な活力ある地域づくりにつながる。

#### □方針の例□

「サトウキビや紅イモ、電照菊など読谷の特徴ある農地景観を景観資源として活かします。風除けや赤土流出防止の施設として植栽を活用するなど、快い景観づくりに配慮します。」

(読谷村景観計画／ハル（農地）エリア)

#### <対象となるエリア>

- 農業振興地域
- 市街化調整区域
- 漁村

#### <重点をおきたい誘導項目>



#### <他の法令・制度の活用>

- ・ 農業振興地域整備計画（農振法）  
景観法に基づく景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、同計画の体系内への位置づけが必要となる。
- ・ 田園環境マスタープラン（\*関連計画）  
類似の計画に上記があるため、すでに策定している場合には整合を図る必要がある。



## ❖ 眺望

- ・農村・漁村風景を眺める眺望点は大切にし、そこから眺められる風景を検証する。

## ❖ 規模・高さ

- ・近年、規制が緩く環境の良い白地地域におけるマンション・リゾート住宅の開発が進み、周辺の住宅とかけ離れた規模・高さの建物が突然出現し、景観と生活環境を乱す例がみられる。
- ・農村風景の秩序、美しさを守るためには、規模そして配置が最も大きな課題といえる。

## ❖ 形態・意匠

- ・広がりある農地景の中では、中層以上の規模のものはいやおうなく目立つ存在であり、形態意匠はできるだけシンプルなもの、なじみ深いものが望ましい。

## ❖ 色彩・素材

- ・開けた風景の中で、中層以上の規模のものは遠くからもよく目に付きやすく、色彩にはいっそう注意が必要である。いたずらに目立たせることなく、緑の風景になじむナチュラルな色を基調に用いることが望ましい。
- ・手近な素材として、トタンやプラスチック、FRP 廃材などが屋敷周りや農地で用いられやすいが、景観的な配慮も育てていきたい。

## ❖ 緑化

- ・海に囲まれた県内では、農村において防風林は欠かせないものであり、機能と美しさの両面から保全育成していくべきものである。
- ・農地の畦の緑は、沖縄の環境・景観上の大きな課題である赤土流出を防止する効果が高く、景観資源としても活用できることから、積極的に設置を推進すべきものといえる。
- ・観葉植物、オクラレルカ、ラン、田イモなどといった、地域それぞれに力を入れている作物は、風景づくりにおいても活用を図っていく。



広がりある農村景のなかで突出する規模の建築物



主張の強い色合いが、周囲の落ち着いた自然景観のなかで浮いている

